

■
(特定通信記録開示による)

貴_殿[本メールアドレス所有者]に記録された『個別通信契約未納金』に関して、各債権者からの申立てにより、仮差押申立ての手続きを開始する事を通知致します。

※解約処理を放置した場合、あるいは、虚偽申告が発覚した場合、損害賠償請求権実行などの法的手続きが実行されますので以下の案内をお読みになりお早めにお手続きをお済ませください。

・ 通知方法

[各管理機関の通信記録物等管理要領により規定される]

・ 個人情報保管対象

メールマガジン、動画サイト、ニュースアプリ、SNS サイト、写真共有サービス、アダルトコンテンツ等、無料期間中(初期設定含む)に解約されていない為、継続課金対象となっております。

請求の停止および端末通信契約の解約を希望される場合は下記より合意解約申請を行って下さい。

コンテンツの解約は利用者自身の端末からしか行えません。

貴殿の登録情報がある情報サイトにおいて利用料金の未納が続いた為、提携個人情報情報機関より回収の任を受けています。

現在、履歴のあるWEB コンテンツにおいて無料期間中に解約処理の申告が行われず、登録料金、月額料金及び遅延損害金が発生しています。

▼未払い記録情報

請求金額 1,127,500 円 (遅延損害金含む)

指定期限 本通知後24 時間以内.

但し、継続利用の意思がない場合は、必ず合意解約申請を行ってください。

合意解約申請成立により、未納分の支払いは免除となります。

▼合意解約について▼

本通知確認後、速やかに本状より解約の申請を行った場合は、発生している未納金および損害金の支払いが免除され、登録情報の削除が行えます。

当方での代行手続きにより該当コンテンツの解約処理完了時に本状および貴殿の個人情報は削除され、当該請求が停止および免除となります。

完了時、希望する場合にはデータ消去証明書等を発行します。

↓申請の手続き方法↓

継続利用の意思が無く未納分の支払い免除措置を希望する場合は、本状を閲覧後、本メールに「合意解約申請」と記入の上そのままご返信下さい。

※必ず本状が受信されたアドレスからご返信下さい。

その他のアドレスからではご本人確認が取れず申請が無効となります。

[警告] 本状を閲覧したにも関わらず放置した場合は、身元調査の上、差押処分を必ず行います。

[警告]本状による合意解約有効期日は通達日より1 日以内です。

■